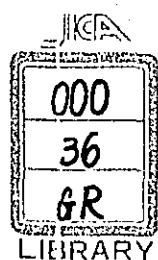


無償資金協力案件の入札業務ガイドライン

—コンサルタント業務実施要領—

昭和59年2月

国際協力事業団
無償資金協力部



目 次

I	入札前の準備	
1.	調達方法の決定	1
2.	契約方式の決定	1
3.	入札参加資格の制限・審査	2
4.	入札参加者数の決定	4
5.	入札図書の作成・確認	4
6.	銘柄指定の要件	5
7.	予定価格の積算要領	6
II	入 札	
1.	公 告	6
2.	入札保証金	7
3.	見積期間	7
4.	入札の回数	7
5.	入札書の有効期限	8
III	入札評価	
1.	入札結果の審査と落札者の決定	8

国際協力事業団	
受入 月日 '85. 8. 31	000
登録No. 11890	36
	GR

本ガイドラインは、コンサルタントが相手国機関に代って、無償資金協力の対象としての生産物及び役務の調達に係る入札業務を行う場合の指針として適用するため作成した。なお、本ガイドラインの適用に当っては相手国の法律、慣習等をも尊重することとされたい。

I 入札前の準備

1. 調達方法の決定

我が国の無償資金協力の対象としては、施設（以下施設という場合には船舶を含む）の建設、資機材の調達、或いは両者の複合があるが、その調達のための契約相手として一般的には施設の場合は建設專業業者もしくは造船業者、資機材の場合は、商社或いは製造業者とすべきである。なお、複合の場合は、原則として施設と資機材を分割して契約すべきであるが、機材の据付が施設建設の施工と密接に関連しており、施工手順上一括して調達、据付を行った方が有効な場合等特別な事情のある場合は一括契約も認められる。

2. 契約方式の決定

一般的に契約方式には、一般競争入札による契約、入札参加資格制限付一般競争入札による契約、指名競争入札による契約及び随意契約の4種類があるが、無償資金協力における契約方式は、原則として、入札参加資格制限付一般競争入札による契約を採用する。

但し、次の場合においては特例として他の契約方式を採用することができるが、その場合には予じめ理由書をもって国際協力事業団（JICA）の承認を得ることとする。

(1) 指名競争入札を認める場合

(i) 契約の性質または目的により競争入札に加わるべき者が少数で資格制限付一般競争入札に付する必要及び利益がない場合

(ii) 資格制限付一般競争入札に付することが不利と認められる場合

i) 特殊構造の建築物等の工事又は製造であって技術的検査が著しく困難である場合

ii) 契約上の義務違反が生じたときには、直ちにその事業に著しく支障をきたすおそれがあると予測される場合

(2) 随意契約を認める場合

(i) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合

JICA LIBRARY



1018637171

- i) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものである場合
- ii) 契約の目的物が特殊の物品であるか、もしくは契約上特別の目的があるため調達先が特定され、または特殊の技術を必要とする場合
- (g) 緊急の必要により競争入札に付することが困難な場合
 - i) 天災地変、その他の客観的事由により急迫を要する場合であって、公告の期間等を短縮してもなお競争入札に付するいとまがないような場合
 - ii) 競争入札に付しては契約の目的を達することができない場合
- (h) 競争入札に付することが不利と認められる場合
 - i) 現に契約履行中の工事・製造、または物品の調達に直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが施主または調達者側に不利である場合
 - ii) 随意契約によるときは、時価に比べ著しく有利な価格をもって契約することができる見込みのある場合
 - iii) 急速に契約をしなければ契約をする機会を失い、または著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなる恐れがある場合

3. 入札参加資格の制限・審査

(1) 入札参加資格制限付一般競争入札

一般的に競争入札は、その制度として入札参加者を広く求め、公正を確保することを目的としている。一方、入札参加者の素質の適否は直ちに契約履行の成否に影響するものであるため、必要に応じ上記目的を逸脱しない範囲内において以下のように競争参加者の資格を審査し、制限することとする。

(i) 入札参加資格を与える者

契約の相手方として最適な要件を具備している者を選定するため、以下の記載順に入札参加資格の項目を設定する。なお、設定内容は慎重に検討の上、事前にJICAの承認を得るものとする。

- i) 日本国民または日本国民の支配する日本国の法人であること
- ii) 財務状況・技術力から判断し我が国の無償資金協力を実施するのに適し、責任を十分遂行出来る優良企業等であること

また施設建設契約にあたっては、次の項目を加えることとする。

- iii) 海外での類似工事実績があること
- iv) 当該国での工事実績があること等
- (d) 入札参加資格を与えない者
 - i) 禁治産者・準禁治産者，並びに破産者で復権を得ない者
 - ii) 国及び地方公共団体等が実施する事業において次に掲げる事項に該当する事実があった後，2年間を経ていない者
 - a) 契約の履行にあたり故意に工事もしくは製造を粗雑にし，または物件の品質・数量に関し，不正の行為をしたこと
 - b) 公正な競争の執行を妨げた者，又は公正な価格を害し，もしくは不正の利益を得るために連合したこと
 - c) 落札者が契約を結ぶこと，または契約者が契約を履行することを妨げたこと
 - d) 監督または検査の実施に当たりその業務の執行を妨げたこと
 - e) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと
 - f) 上記 a)～e) の一に該当する事実があった後，2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人・支配人・その他の使用人として使用した者
 - iii) コンサルタントに影響を及ぼす業者
相手国機関に代って入札業務を行うコンサルタントに対して人的・資本的支配権または明らかに影響力をもつ恐れのある業者に対しては入札の公正を期すため，入札参加資格を与えない。

(e) 共同企業体

施設の建設契約において，共同企業体を参加させるか否かについては，当該契約の目的・性質を考慮し決定する。共同企業体の構成員は建設事業を協同して営むものであるから，その構成員はすべて建設業者に限定されるべきものであって，原則として金融機関，商社，建材会社，製造業者等は共同企業体に参加することはできない。

(2) 指名競争入札

公告によらず，コンサルタントが独自に作成する業者リストにより該当する業者に入札案内を通知する。なお，案件によっては資格審査をする場合がある。

指名競争入札の場合，業者が自由に応札する機会を失わせることになるので，コンサ

ルタントは、元となる業者リストの作成に際しては、十分調査のうえ慎重を期すべきであり、予じめ、JICAの承認を得ることとする。

4. 入札参加者数の決定

入札参加資格制限付一般競争入札を採用する場合には、契約の性質又は目的上、止むを得ない場合を除き、なるべく10社以上が参加できる条件を設定すべきであり、参加人数を絞り込む目的をもった過度な資格制限は設定すべきでない。

同様に、指名競争入札を採用する場合であっても、競争に参加するものをなるべく10社以上指名することが必要である。

5. 入札図書作成・確認

入札参加者に配布される入札図書、とりわけ仕様書及び図面等は、入札者にとって、契約に基づき供給されることとなる機械類、供給資材の性質又はその契約に基づいて行われる当該工事の性質及び当該工事の進行中に彼らが受けると予想される処遇について知る唯一の手段である。

また、それらの作成にあたっては紛争・誤解を避けるためにも工事や資材の質及び契約条件等について詳細、明瞭かつ正確に記述する必要がある。

(1) 入札条件の提示

入札図書は、入札心得、契約条件、仕様書、図面等から構成されるが入札参加者が入札金額を算出するうえで特に重要な要素となるものである。

(i)工事期間(納期) (ii)支払条件 (iii)契約履行保証、前払保証等保証条件の有無とその内容等の入札条件については特に明記し、予めJICAの承認を得た上で相手国機関との間で文書でその内容を確認し、入札図書にまとめることとする。

(2) 仕様書及び図面の作成

入札図書の主要な構成部分である仕様書等の作成に当っては、次の事項に留意すべきである。

(i) 施設の建設の場合

1) 請負業者が適切でない工事をすることや、本質的な特徴を省略することを防止するため、また、不確定要素により生ずる不必要な経費を追加させないためにも仕様

書等は細部に至るまで明瞭であること。

- ii) 契約に基づき供給されるべき資材の量や遂行されるべき労働の規模に関し、「コンサルタントの指示する通り」というような不確定要素を残す仕様は避けるべきである。
 - iii) 現場で遂行することが不可能な仕様、或いは遂行できたとしても結局は望ましくないものになるか、または価格が高いものとなるような仕様は避けるべきである。
 - iv) 工事のいかなる部分に対してもコンサルタントが不必要で専断的な支配力を及ぼすことを目的とした仕様は避けるべきである。
 - v) 請負業者を束縛する不公正で不必要な制限は避けるべきである。
- (ロ) 資機材の調達の場合
- i) 資機材に求められる必要最少限の所要条件のみを記載すべきであり右条件を必要以上に過度に限定すべきではない。
 - ii) 市販品については、機材品名、型式、製造会社等を仕様書に明示し、原則として同等品と見做される複数社の製品を参考銘柄として記載するものとする。なお、付属品等については、その内容を適正に記載しなければならない。
 - iii) 注文品については、上記の他各構成品等の整合性を検討し機材の性能・強度・設置場所等を記載するものとする。

6. 銘柄指定の要件

調達する資機材について銘柄指定できるものは、以下の条件を満たす場合であり、予め J I C A の承認を得ることとする。

- (1) 特許・工業所有権を所有する製造業者から当該特許・工業所有権等にかかる機材を調達する場合
- (2) 付属品、予備部品、連動機材等既に調達した機材との整合性を重視すべき場合
- (3) アフターサービス等の点において著しく有利な条件がある場合
- (4) 機材の主たる使用者が、特定機材の取扱いに習熟しており、他機種への転換を行った場合著しく困難が予想される場合
- (5) その他

7. 予定価格の積算要領

予定価格は契約金額の決定に重大な影響を及ぼすものであり、契約の目的となる物件又は役務について、予め入札に先立ち取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める必要がある。

(1) 施設の建設契約（請負契約）

施設建設に係る予定価格は、直接工事費、間接工事費（共通仮設費、現場管理費）、一般管理費等からなる。

直接工事費については、歩掛り、歩留り、材料の単価、工法等が関係するので十分調査研究する必要がある。

又、共通仮設費及び現場管理費・一般管理費等の諸経費は、入札者の競争の要点であるので、積算にあたっては、現地の事情を十分調査研究する必要がある。

(2) 資機材の調達契約（売買契約）

資機材調達に係る予定価格は、機材価格、輸送費、船積等諸掛り、機材据付費等から成る。

機材価格について、一般に市販されている物品の価格算定においては、通常銘柄指定品を除き、仕様書に適応した複数（可能な限り3社以上とする）の銘柄の製造業者或いは、総代理店の見積額の最低価格を基準とし、その内容を精査した上、積算し、新たに製造する物品の価格算定においては、生産費用を構成要素ごとに積算する。

輸送費、船積等諸掛り、機材据付費等の諸経費は、入札者の競争の要点であるので、積算にあたってはその内容につき十分調査研究する必要がある。

Ⅱ 入 札

1. 公 告

(1) 方 法

入札について広く業界に周知させるため、関連業界紙等に公告することとする。

(2) 内 容

原則として1.3.(1)(イ)で述べた「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」を含め、下記の内容について公告する。但し、場合によっては、公告を入札参加資格審査のための公告と位置づけ、右事項を含めないこともある。いずれの場合にも予めJICAの承認を得ることとする。

公告の記載事項

- (イ) 競争入札に付する事項（工事請負又は物品購入等の契約の目的内容）
- (ロ) 競争入札に参加する者に必要な資格
- (ハ) 契約条項等に関する問合わせ先
- (ニ) 競争入札の実施場所及び日時
- (ホ) その他

2 入札保証金

相手国政府が強く要望する場合、落札者が契約を締結すべき義務の履行を確保するための入札保証金を納付させることができる。

入札保証金の額は、入札者の見積る契約金額の5%以下を目途とする。なお、入札保証金は落札できなかった応札者にはできる限り速やかに返却すべきであり、また落札者には契約締結後速やかに返却する。

3. 見積期間

入札説明会もしくは入札図書配布から入札実施（開札）日までの期間については次の要素を考慮して設定する。

- (1) 施設の建設契約においては、工事予定地への立入りの難易及び工事の性格と範囲を考慮し、原則として30日間以上の適当な見積り期間を設定する。
- (2) 資機材の調達契約においては、価格調査期間を考慮し、適当な日数を設ける。入札内容により異なるが、原則として一週間以上の期間を設けるべきである。

4. 入札の回数（再入札）

すべての入札価格が1.7の予定価格を超えた時は直ちにすべての入札者に再度入札さ

せることとする。その場合入札の回数は原則として第1回の入札を含め3回までとする。

なお、3回の入札を経ても落札者がいない場合であっても予定価格と最低入札価格との差が少額である場合には、最低入札者との価格交渉に入ることができる。その交渉の結果、上記予定価格内に達した場合その入札者と契約することができる。それ以外の時は対象入札者を変更するなどして別途入札を実施する必要がある。

5. 入札書の有効期限

入札書の有効期限は必要最少期限とする。

Ⅲ 入札評価

1. 入札結果の審査と落札者の決定

落札者の決定については、入札額が著しく低く、契約内容に適合した履行がなされない恐れがある場合、又は公正な取引の秩序を乱す恐れがある場合を除き、予定価格以下の価格で最低価格入札者を自動的に落札者とする。

その際、次の点に留意する必要がある。

(イ) 入札額に対する審査は総価格をもって行う。

但し、内訳上の単価が契約に直接影響を及ぼす場合は、特別に内訳書も添付することができる。

(ロ) 落札者は、落札後直ちにコンサルタントに内訳書を提出し、コンサルタントの承認を受けることとする。

上記によらず最低価格入札者を落札者としない場合は、厳正かつ慎重な調査のうえ、明確な理由をもって決定する。

契約相手の決定に関し、コンサルタントが相手国機関に報告・勧告する際には、予め審査結果と報告・勧告内容について文書でJIOAの承認を得ることとする。

